平成３０年（フ）第１２５号
神戸市須磨区行平町２丁目１番６号
債務者　伊藤多美子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２７号
神戸市兵庫区西出町２丁目３番23―803号
債務者　スナック旬こと　富永　旬子(旧姓東)
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２９号
神奈川県伊勢原市板戸441番地の23、前住所神奈川県伊勢原市板戸388番地の１　野村マンション103号
債務者　池田美穂子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３３号
神奈川県厚木市上依知1205番地12
債務者　石田　隆裕
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第９５号
神奈川県厚木市三田629番地２　キャスルＭ103
債務者　髙井　　聡
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１０５号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1718番地11
債務者　菅原　征江
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１５号
神奈川県厚木市温水1003番地５　エスペランス203
債務者　渡邉　貴博
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１０号
青森県弘前市大字堅田３丁目１番地４　アルス堅田Ｃ号
債務者　原田　　栄
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第６９号
千葉県柏市名戸ケ谷314番地１　パルクドゥフレーズ201号
債務者　三井　友貴
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第７１号
千葉県松戸市栄町西３丁目1106番地の４　ツインアーネストＢ―３号
債務者　工藤　　暁
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第９０号
千葉県流山市大字東深井408番地の２　セントラルコーポ203
債務者　松元　愛子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１００号
千葉県松戸市常盤平柳町17番地の４　第２春実マンション103号
債務者　宮内　宏和
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１４０号
千葉県柏市篠籠田1373番地３　プリンセスパーク６番館101号
債務者　橋本　育子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第７４号
神奈川県南足柄市中沼424番地１
債務者　藤田　　剛
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第７８号
神奈川県平塚市長持200番地の８
債務者　小芝志のぶ
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第７９号
神奈川県平塚市長持200番地の８
債務者　小芝　幸枝
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第９１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3316番地の１　小嶋住宅２Ｆ　201
債務者　嶋﨑　和雄
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部